工事後のモニタリング計画

宮城県

基本方針

1 目的

宮城県柴田郡村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場(以下「処分場」という。) に係る処分場内廃棄物による周辺の生活環境への影響を把握し,地域住民の安全安心を確保するために,生活環境影響調査(以下「モニタリング」という。)を実施する。

2 調査事項

- 1の目的を達成するための調査事項は次のとおりとする。
- (1)処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握
- (2)処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散又はそのおそれの把握
- (3)処分場の状況の把握
- 3 調査方法等

モニタリングにあっては,廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 12月25日法律第137号)等の法令や日本工業規格等による。また,新たな知 見が得られた場合や必要が生じた場合には,調査方法等について適時見直しする。

4 調査開始時期

モニタリングは,宮城県が実施する特定支障等除去事業の工事施工後に実施する。

5 その他

県は,日常的に処分場の点検や維持管理を実施し,異常が発生した時には必要な 調査を実施する。

調查測定

1 処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握に関する調査

処分場による生活環境保全上の支障の有無を把握するため,次の調査を実施する。

1.1 大気環境調査

処分場及び対照地点の大気に含まれる物質の濃度を測定し,処分場からの発生ガスによる影響を調査するもの。

(1)調査項目

硫化水素,塩化ビニル,1,3 デタジエン,ジクロロメタン,アクリロニトリル,クロロホルム,1,2 ジクロロエタ ン,ベンゼン,トリクロロエチレン,テトラクロロエチレン,塩化メチル,塩化エチル,クロロベンゼン,シス -1,2 ジクロロエチレン,1,2 ジクロロプロパン,1,1,1 トーリクロロエタン,1,1,2 トーリクロロエタン,フレオン 12 フレオン 114,臭化メチル,フレオン 11, フレオン 113,塩化ビニリデン,1,1 ジクロロエタン,四塩化炭素,シス -1,3 -ジクロロプロペン,トルエン,トランス -1,3 ジクロロプロペン,1,2 ジプロモエタン,エチルベンゼン,p,m + シレン,o +シレン,スチレン,1,1,2,2 テトラクロロエタン,1,3,5 トーリメチルベンゼン,1,2,4 トーリメチルベンゼン,1,3 ジクロロベンゼン,1,2 ジクロロベンゼン,1,2,4 トーリクロロベンゼン, ヘキサクロロ -1,3 ージタジエン,アセトアルデヒド,メタン,エタン,アンモニア, 水銀

(2)調査地点

処分場内,村田町役場

(3)調査頻度

年4回

1.2 硫化水素連続調查

処分場内で発生した硫化水素による悪臭の影響を調査するもの。

(1)調查項目

硫化水素,風向,風速

(2)調査地点

処分場内敷地境界1,処分場内敷地境界2,村田第2中学校

(3)調査頻度

2 4 時間連続

1.3 放流水水質調査

処分場からの放流水の水質を調査するもの。

(1)調査項目

排水基準項目

アルキル水銀 , 総水銀 , か ミ ウム , 鉛 , 有機リン , 六価クロム , ヒ素 , シアン , PCB , トリクロロエチレ ン ,テトラクロロエチレン ,ジクロロメタン ,四塩化炭素 ,1,2 ジクロロエタン ,1,1 ジクロロエチレン ,シス 1,2 - ジクロロエチレン ,1,1,1 ト-リクロロエタン ,1,1,2 ト-リクロロエタン ,1,3 ジクロロプロペン ,チウラム ,シマジン ,チオベンカルブ , ベンゼン , セレン , ホウ素 , フッ素 , アンモニア , pH , BOD , 浮遊物質量 , ノルマ ルヘキサン(鉱油) , ノルマルヘキサン(動植物油) , フェノール含有量 , 銅含有量 , 亜鉛含有量 ,溶解性状含有量 ,溶解性マンガン含有量 ,クロム含有量 ,大腸菌群数 ,1,4 ジオキサン

ダイオキシン類,塩化物イオン,硫酸イオン,電気伝導率,透視度,水温,流量

(2)調査地点

放流水採取地点

(3)調査頻度

年4回(ただし,ダイオキシン類に関しては年2回)

1.4 河川水水質調査

処分場からの放流水による放流先 (荒川)の影響を調査するもの。

(1)調查項目

環境基準健康項目

カト・ミウム ,全シアン ,鉛 , 六価クロム , 砒素 ,総水銀 , アルキル水銀 , PCB , ジ クロロメタン ,四 塩化炭素 ,1,2 ジ クロロエタン ,1,1 ジ クロロエチン ,シス -1,2 ジ クロロエチン ,1,1,1 トリクロロエタン ,トリクロロエチン ,テトラクロロエチン ,1,3 ジ クロロプ ロペン ,チウラム ,シマジン , チオベンカルブ , ベンゼン , セレン , 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 , ホウ素 , フッ素 ,1,4 ジ オキサン

環境基準生活環境項目

pH,BOD,浮遊物質量,DO,大腸菌群数

塩化物イオン、硫酸イオン、電気伝導率、透視度、水温、流量

(2)調査地点

荒川上流, 荒川下流

(3)調査頻度

年4回

2 処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散又はそのおそれの把握に関する調査

処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水の拡散又はそのおそれを把握するため,次の調査を実施する。

浸透水及び地下水水質調査

(1)調査項目

地下水等検査項目

アルキル水銀 , 総水銀 , か ミウム , 鉛 , 六価クロム , ヒ素 , 全シアン , PCB , トリクロロエチレン , テトラ クロロエチレン , シ クロロメタン , 四塩化炭素 , 1,2 シ クロロエタン , 1,1 シ クロロエチレン , 1,2 シ クロロエチレン , 1,1,1 ト-リクロロエタン , 1,1,2 ト-リクロロエタン , 1,3 シ クロロプ ロペン , チウラム , シマジン , チオベンカルブ , ベンゼン , セレン , 塩化ビニルモノマー , 1,4 シ オキサン

ダイオキシン類,BOD,水温,pH,電気伝導率,酸化還元電位,塩化物イオン,

硫酸イオン,浮遊物質量, 対素, フッ素

(2)調査地点

浸透水:No3,No5,H16 -3,H16 -5,H16 -6,H16 -10,H16 -11,H16 -13,H17 -15

地下水:Loc1A,Loc1B,Loc3,H17-19

(3)調査頻度

年4回(ただし,ダイオキシン類に関しては年2回)

3 処分場の状況の把握に関する調査

処分場の状況を把握するため、次の調査を実施する。

3.1 発生ガス等調査

処分場内の廃棄物による発生ガス及び浸透水の状況を把握するもの。

(1)調査項目

発生ガス

発生がス量,メタン,二酸化炭素,硫化水素,酸素,孔内温度(管頭下1m),気象(気温,気圧)

浸透水

電気伝導率,酸化還元電位,塩化物イオン,硫酸イオン,透視度,水温,水位,pH

(2)調査地点

No3,No5,H16 3,H16 5,H16 6,H16 -10,H16 -11,H16 -13, H17 -15,ガス抜き管 7 -2, ガス抜き管 7 -4

(3)調査頻度

月1回

3.2 地中温度及び地下水位調査

処分場内に埋設された廃棄物による地中温度上昇の状況を把握するもの。また,処分場内の浸透水及び地下水の水位状況を把握するもの。

(1)調査項目

鉛直方向1m毎の温度,帯水域の温度,地下水位,降雨量

(2)調査地点

廃棄物埋立区域内: No3,No5,H16 -3,H16 -5,H16 -6,H16 -10,H16 -11,H16 -13,H17 -15

廃棄物埋立区域外:Loc1A,Loc1B,Loc3,Loc4,H17-19

(3)調査頻度

年4回(地下水位及び降雨量については24時間連続)

3.3 多機能性覆土状況調査

地下の廃棄物層から発生したガスが多機能性覆土の捕捉層により捕捉され,大気中に放散していないことを,非穿孔型土壌ガス調査法(グラウンドエアシステム)を用いて確認するもの。

(1)調査項目

硫化水素

(2)調査地点

多機能性覆土施工箇所

A 1,A 2,A 3,A 4,A 5,A 6,B 1,B 2,B 3,B 4,B 5,B 6,B 7(合計13地点)

比較対照地点(通常覆土施工箇所)

多機能性覆土隣接地等(合計13地点)

(3)調査頻度

年4回

3.4 表層ガス調査

廃棄物層表層における発生ガスの分布状況を把握するもの。

(1)調査項目

硫化水素等

(2)調査地点

平成19年度表層ガス調査に準ずる(多機能性覆土施工範囲を除く)

(3)調査年度

平成22年度

3.5 バイオモニタリング

処分場からの放流水による周辺環境への影響について,魚類を用いたAOD試験(水族環境診断法:Aquatic Organisms environment Diagnostics)を用いて調査するもの。

(1)調查項目

AOD試験による半数致死濃度

(2)調査地点

荒川上流, 荒川下流

(3)調査頻度

年4回

調査結果の評価及び公表

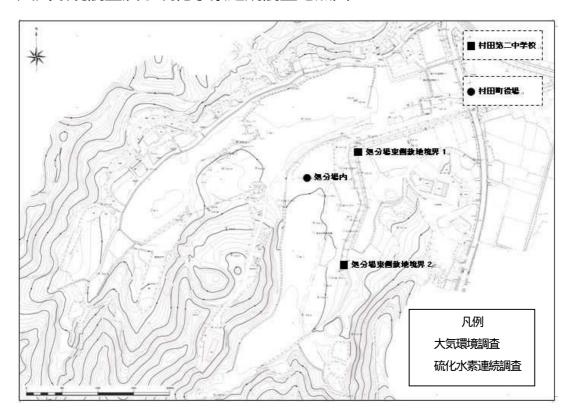
モニタリングは次の手順に従って実施及び評価し公表するものとする。

- 1 県は,モニタリング計画に従い調査を実施する。
- 2 県は,調査した結果を評価したモニタリング評価案を作成し,村田町竹の内地区 産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会(以下「評価委員会」という) に諮問する。なお,モニタリング評価案の作成にあたっては,廃棄物処理法に基づ 〈基準や環境基準等を参考にする。
- 3 評価委員会は,県から諮問されたモニタリング評価案を審議し答申する。
- 4 県は,評価結果をホームーページ等で公表する。

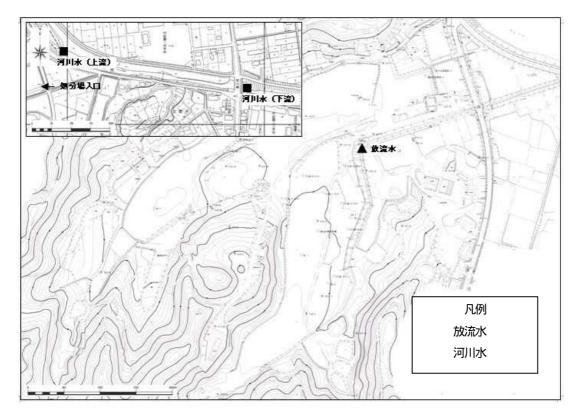
参考

調査地点図

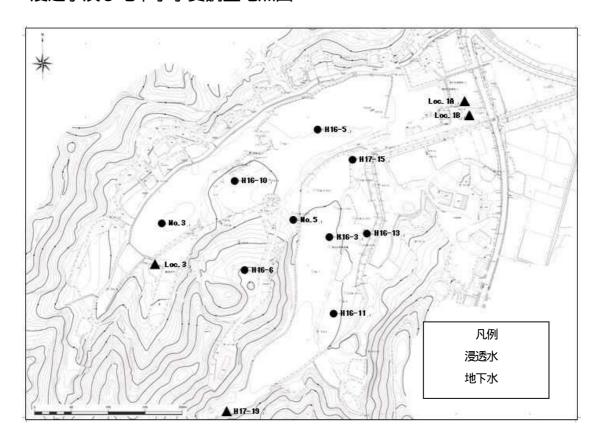
大気環境調査及び硫化水素連続調査地点図



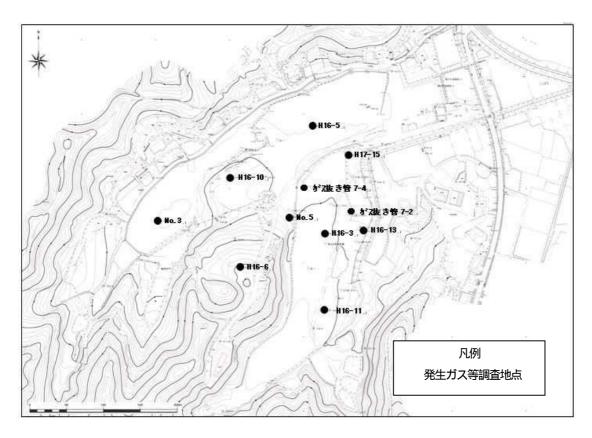
放流水及び河川水の水質調査,バイオモニタリング地点図



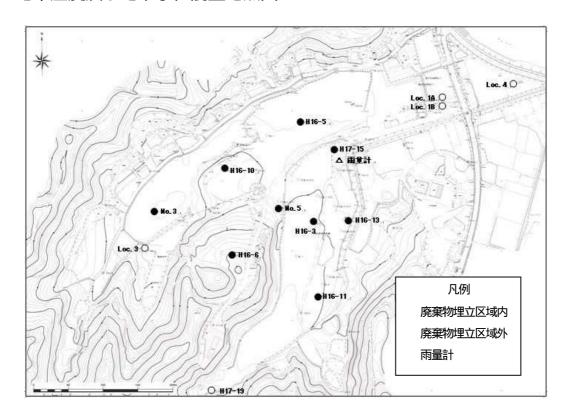
浸透水及び地下水水質調査地点図



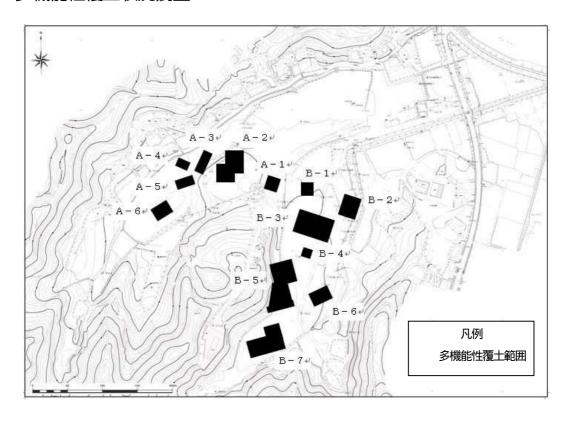
発生ガス等調査地点図



地中温度及び地下水位調査地点図



多機能性覆土状況調査



工事後のモニタリング計画

平成20年 1月10日 策定(平成21年 4月 1日施行)

平成20年 8月11日 改正(平成21年 4月 1日施行)

平成22年 1月 4日 改正(平成22年 4月 1日施行)